

# 専門工事企業の見える化評価制度が開始

## 初めて6職種を認定

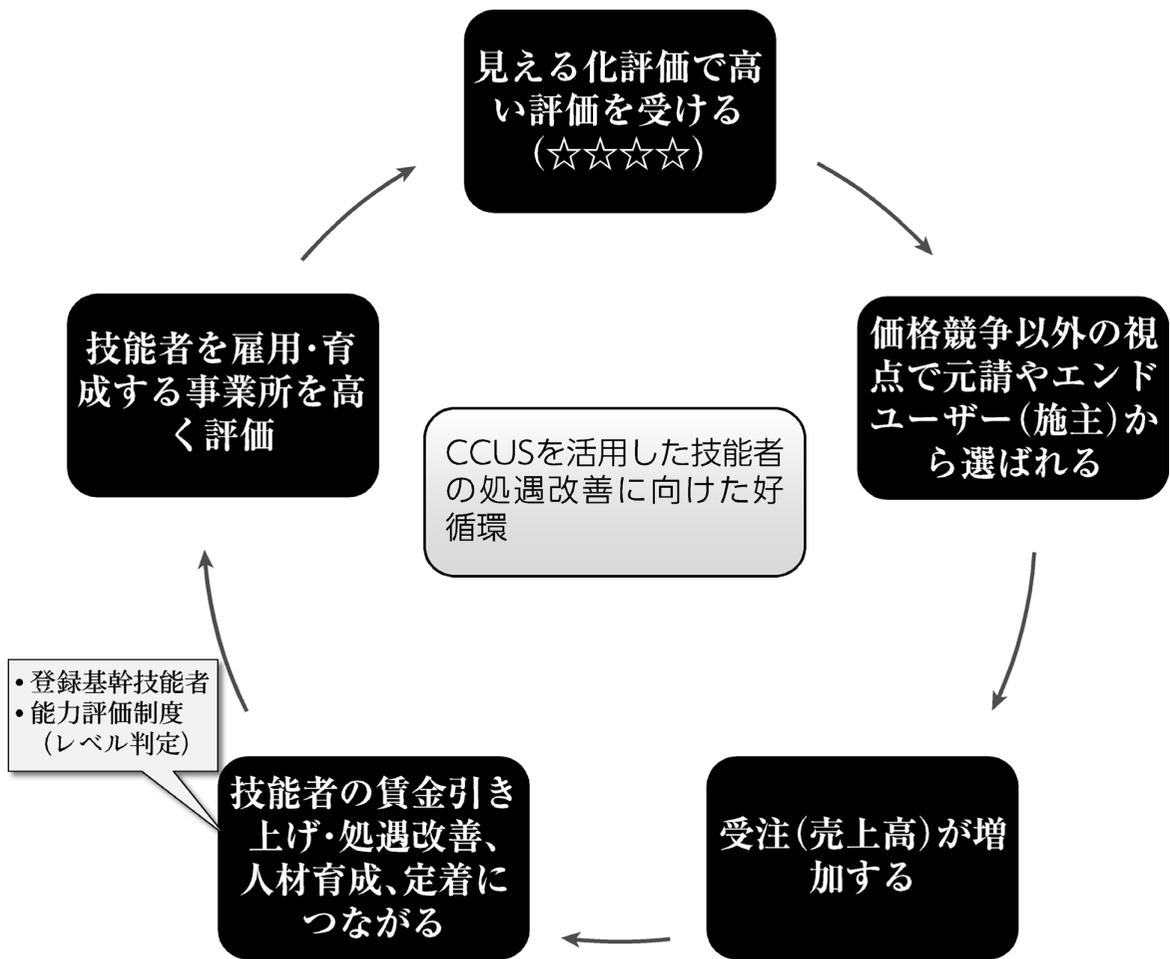
### 発注者には選ばれる環境整備

【本部技対部発】国土交通省は2021年3月29日に「専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度（以下、見える化制度）」に基づき、6職種の評価基準を初めて認定しました。見える化制度は建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）を基にした事業者の評価制度で、すでに35職種が認定されている建設技能者の能力評価制度とあわせ、CCUSを活用した技能者の処遇改善に向けた仕組みとして大きな期待が寄せられています。

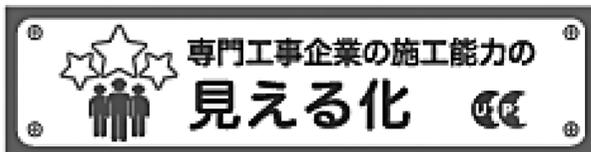
工務店など6職種で初認定

見える化制度は、CCUSに登録・蓄積される事業者情報や、建設技能者の能力評価制度を活用して専門工事企業の施工能力等を「見える化」する制度で、2020年3月31日に国土交通大臣告示・ガイドラインが策定されました。

者の能力評価制度を活用して専門工事企業の施工能力等を「見える化」する制度で、2020年3月31日に国土交通大臣告示・ガイドラインが策定されました。



CCUS、能力評価制度、見える化制度、三位一体の推進で技能者の処遇改善に向けた好循環を目指す



国交省が作成した「見える化制度」ロゴマークとバナーデザイン。制度の周知や、評価を受けた企業が自社PRのために名刺やヘルメット等に使用することができる

## 全建総連が工務店評価基準の実施団体に

各職種の評価基準は、建設業許可年数や完成工事高といった「基礎情報」、所属技能者のCCUS登録状況やレベル3以上の割合などの「施工能力」、処分歴と社保加入の「コンプライアンス」の大きく3項目について、「☆☆(二つ星)」「☆☆☆(三つ星)」で評価しています。

評価結果は、各評価実施団体及び国交省HPにおいて公表される予定です。国交省は「高く評価された企業が単なる価格競争でなく、受注機会を確保し、雇用する技能労働者の処遇改善につなげる仕組みを構築するための具体的な方法等について、評価実施団体とともに検討を進めていく」としています。

評価基準は職種毎の特性に応じて設定されています。評価結果は、各評価実施団体及び国交省HPにおいて公表される予定です。国交省は「高く評価された企業が単なる価格競争でなく、受注機会を確保し、雇用する技能労働者の処遇改善につなげる仕組みを構築するための具体的な方法等について、評価実施団体とともに検討を進めていく」としています。

CCUS、能力評価と三位一体

見える化制度は「専門工事業者が単なる価格競争ではなく、発注者等から適切な評価を受け、選ばれる環境を整えることにより、受注機会の確保や建設技能者の処遇改善、人材への投資を促進することが目的です。つまり、CCUS登録と能力評価制度（レベルアップ）で示された技能者の能力に対して、事業主が具体的な処遇引き上げや、人材育成、設備投資をはじめとした施工能力の向上を実施する原資を確保し、その環境を継続的に維持・拡充するため不可欠であり、CCUSや適正処遇、地域貢献も

2021年3月29日に認定された6職種と各評価実施団体

※今後、能力評価基準が策定された35職種で策定が見込まれる

認定職種	評価実施団体
① 基礎ぐい工事	(一社) 全国基礎工事業団体連合会
	(一社) 日本基礎建設協会
② 切断穿孔	ダイヤモンド工事業協同組合
③ 機械土工	(一社) 日本機械土工協会
④ 工務店(建築大工)	(一社) JBN・全国工務店協会
	全国建設労働組合総連合
	(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会
⑤ 鉄筋	(公社) 全国鉄筋工事業協会
⑥ とび・土工	(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会

工務店評価では組合の支援で高い評価へ

全建総連では、(一社) JBN・全国工務店協会、(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会との3団体で議論を重ね工務店評価基準を策定し、工務店評価基準の実施団体として認定を受けました。基準は技能者を雇用する中小工務店を対象とした「工務店評価基準」と、建築大工の一人親方等を対象にした「工務店評価基準」の2種類です。工務店評価制度は、事業者の規模や完成工事高のみならず、人材育成や適正処遇、地域貢献も

2021年3月29日に認定された6職種と各評価実施団体

認定職種	評価実施団体
① 基礎ぐい工事	(一社) 全国基礎工事業団体連合会
	(一社) 日本基礎建設協会
② 切断穿孔	ダイヤモンド工事業協同組合
③ 機械土工	(一社) 日本機械土工協会
④ 工務店(建築大工)	(一社) JBN・全国工務店協会
	全国建設労働組合総連合
	(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会
⑤ 鉄筋	(公社) 全国鉄筋工事業協会
⑥ とび・土工	(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会

含めて施工能力が高い事業者を高く評価することが大きな特徴で、適切な価格と工期での受注により、適切な利益を確保し、自社の経営基盤の強化のみならず、技能者の賃金の引き上げをはじめとした処遇改善や積極的な能力開発などの人材育成につなげ、施工能力を高めることで、さらに良質な受注につなげていく好循環を実現するための制度です。

工務店評価基準独自の選択項目には、長期優良住宅、リフォーム瑕疵保険、認定訓練校の活用、各種競技大会への出場、基幹技能者、災害協定団体への所属、キャリア教育の実施、地域型住宅グリーン化事業の活用など所属組合の支援を受けることで高い評価を受けることが出来る項目が多く盛り込まれています。

多くの工務店に活用いただき仕事確保や処遇改善につなげるため、組合員への周知にとどまらず、住宅デー等を通じて地域のお客様への周知を全国で進めます。

具体的な申請手続き等については、今後全建総連HPや所属組合を通じてご案内します。工務店以外の職種については、各評価実施団体のHP等でご確認ください。